

2005年難民・移住労働者問題キリスト教連絡会の活動報告

難民・移住労働者問題キリスト教連絡会事務局

佐藤 直子

1、はじめに

2005年度の難民・移住労働者問題キリスト教連絡会（難キ連）（…以下難キ連）の活動はこれまでにない活発なものとなりました。2005年度の活動状況を順次報告申し上げるに際し、2004年度後期の貴財団からの助成金が活動の大きな原動力を与えてくださった事に心から感謝申し上げます。

2、チャリティコンサートの開催

かねてより、一般の難民問題への意識の喚起は難キ連の重要な課題と考えており、1989年創設以来、難民、外国人労働者支援活動に取り組んで参りましたが、より多くの人々に難民、外国人労働者の問題を身近な問題として分かち合って頂く機会を模索しておりました。また、長引く不況の影響で難キ連活動を支える各教会、団体、個人からの献金は目に見えて減少しており、2004年度はニュースレターの発行さえ減らさなければならぬような状況に陥っていました。活動資金の確保も考慮に入れ検討したところ、アルパ奏者ルシア塩満さんのご協力により、チャリティコンサートを開催するに至りました。

11月度運営委員会により承認され、ポスター・デザインの発注など12月から本格的に準備態勢に入りました。折りしも同年末のスマトラ沖大地震による津波の被害は、想像をはるかに超える悲惨な状況が時々刻々伝えられ、被災地となった故国への心配を募らせる難民、移住労働者も多く、何をなすべきか心痛みました。一方、日本国内では国連が認定していた難民が強制送還されるなど、2003年秋以来、在日難民やバブル期より日本経済を支えてきた外国人労働者にとって、また支援団体にとってはまさに「冬の時代」が続いており、2005年1月には国連が認めた難民であるにもかかわらず、クルド人K氏親子が強制送還されました。難民条約を批准している先進国とは思えないような事件でした。

このような難民問題を身近な問題として捉えるべく、一般市民の関心を喚起すべく、またスマトラ沖大地震被災地への募金を呼びかけながら、事務局、運営委員、有償ボランティア4名（内2名は難民青年）が一丸となって準備に当たり、3月15日、日本聖公会東京教区聖アンデレ教会に於いて始めての難キ連チャリティコンサート開催が実現いたしました。

初めての試みでもあり、チケットの売れ行きも芳しいとはいはず、不安のうちに当日を迎えたが、予想以上にたくさんの方々にご入場いただき盛会のうちに2部構成のコンサートを終了いたしました。会場にはスマトラ沖大津波被災地へ送るためのカンパの箱を設置、皆様から頂戴したカンパ20,300円は全額、日本キリスト教協議会（NCCJ）を通して被災地にお送りしました。

在日難民問題はけして特別な問題ではない、身近な問題なのだと、一般的の意識の掘り起こしが難キ連の課題のひとつと考えています。日常的感覚で問題を捉えてもらう機会を今後も難キ連は模索したいと思います。



3、パソコンの購入とホームページの開設

コンサート準備に入った2月、故障したままだったパソコンを、助成金にて部品を購入し、IT技術に詳しいボランティアにより組立て設定が実現し、事務の能力が一段とアップいたしました。感謝です。
また、3月にはかねてより念願のホームページも開設いたしました。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/nankirensato/>

4、入管被収容者の面会支援及び仮放免中の難民支援

以上の報告の通り、第1回難キ連チャリティコンサートは成功のうちに終了いたしました。コンサート準備と並行して東日本入国管理センターの被収容者への面会も行われていましたが、2004年7月より面会をしていた、不法入国で摘発収容されたウズベキスタン難民女性が、収容10ヶ月と収容が長引くにつれ拘禁性ストレスにより、食べ物を受け付けず血を吐くほどの状況にありました。難民不認定取り消し訴訟を起こすと同時に一刻も早く仮放免を、という動きが担当弁護士、支援者によりなされ、コンサートが終わってまだ間もない3月24日、難キ連事務局、及び運営委員が面会を行った翌日、突然、保証金なし、保証人なし、といった職権による仮放免が許可されたのです。住居提供は難キ連運営委員Sさん宅ということで事務局佐藤が牛久へ出迎え、その日から約2ヶ月、まさに入管から丸投げされた状況の難民を自宅に迎え入れるという、いわば個人レベルの形で支援することになったのです。このケースの場合は、心身が傷ついた状況で解放されたため、翌日から病院の点滴治療を受け付き添いはもちろん自費診療の為の医療費、また生活に関するすべての費用が支援者側の個人負担となりました。2ヵ月後の6月はじめ、カトリックさいたま教区はじめ、支援者各位の尽力により、アパートを借り自立いたしましたが、治療の為の通院の傍ら住居探し、アルバイト探しには、日本語が全く出来ないために常に付き添いが必要のため、難キ連事務局の業務が停滞するという事態にまで陥り、人道的見地から、受け容れは当然の事とはいえ、仮放免の際の受け皿準備の必要性を痛感、面会支援における大きな学びとなりました。

退去強制となった不法滞在者、難民と認められなかった難民申請者は、全件収容主義で入管センターに収容されることはあることは先に述べましたが、難民不認定取り消しを求める訴訟を起こす難民および、日本人家族を持つなど不法滞在

となりながらも何らかの理由で帰国を拒否する移住労働者、健康上著しい障害がある被収容者は、「仮放免許可申請」を行い身柄を放免してもらうことができます。保証人を立て、保証金(上限300万円。大抵30~60万円)を納入するなどの煩雑な手続きで仮放免許可になり、自由の身となりますが、彼らには就業権がありません。友人知人、かつての雇用者や支援団体が生活を支えることになります。難キ連を含むネットワーク関係者が、住居提供を呼びかけ、保証金の準備などに奔走することになります。現在公的支援の一つに難民事業本部による難民申請者への生活資金、家賃補助、医療費補助などがありますが、困窮は仮放免の難民の生活を容赦なく襲います。この数年、難民認定がほとんど望めない日本の状況に絶望し、第3国へ難民としての出国を希望する人も増えています。仮放免に向けて、あるいは仮放免になった難民、移住労働者の支援活動もまた難キ連の働きの一つですが、一方教会が難民や移住労働者支援に取り組み、仮放免や在留特別許可を得たケースも出てきました。少子高齢化が進む日本において外国人受け容れのあり方については、多くの知識人からも改善の提案が出されており、特に、私たちキリスト者にとっても、外国人受け容れはこれからの教会の課題でもあります。これまで難キ連が支援にかかわった第三国へ出国した難民や移住労働者の中には、日本語も習得し、豊かな資質にも恵まれ、在留許可が得られたり、仮放免中でも、もし就業権というものが彼らにあったならば、労働力提供において即戦力となっただろう人々が何人もいます。今後の難キ連活動における在日難民支援にはこのような貴重な人材を少しでも日本社会に受容されるような方向へ働きかけることが必要と考えております。

ウズベキスタン難民女性支援以降、被収容者の仮放免が相次ぎました。中には2年数ヶ月ぶりに外の社会に出た人さえいます。彼らは刑事罰の対象となるような犯罪を犯したのではなく、政治的な迫害、あるいは改宗による迫害を逃れた人ばかりです。故国にも帰れず、異国の地で、入管センター施設に収容された心の痛みは、なかなか癒されるものではなく、仮放免中の在日難民の相談に対応することも難キ連の重要な働きとなります。

相談者の中には、強制送還後、故国に戻ってから収容のフラッシュバックを訴える人もいます。国際電話も珍しくはありません。特に滞日30年、収容3年のあとに、所持金700円で強制送還されたインド人博士は送還から一年以上多々今も長時間の電話があります。

事務局の勤務は週一日ですが、収容所への面会、時間を問わず事務局携帯電話へ寄せられる相談、相談メールへの対応に追われている現状です。彼らからの相談は携帯電話からであり、受信後一旦切つかけなおすといった形になり、事務局携帯電話の使用料は財政難の難キ連の頭痛の種でもありますが、今年は助成金により相談の対応に余裕が出ました。

ここで少し東日本入国管理センター(牛久収容所)の面会について記述してみたいと思います。同センターは茨城県牛久市の市街からはかなり離れた、国道408号から少し北に入った林の中にあります。常磐線牛久駅からは車で約25分、バスは一日に数えるほどしかありません。難キ連事務局では自家用車によって牛久までの面会を繰り返しております。面会時間は月曜日~金曜日の午前9時~12時と午後1時~4時までとなっております。被収容者一人に付き一枚、面会申請書を記入します。受付に身分証明書と面会申請書を提出し、待たされた後、面会室で面会となります。面会時間は30分間、これは東京入管よりは長く、被収容者の聞き取りには十分と言えないまでも、少しは彼らの心を癒すことが出来るといえます。しかし、面会ごとに受付に申請書を提出しているため、午前中から午後3時ごろまでセンターにいても多くの4人程度しか面会は出来ません。差し入れについては、彼らが一番ほしがるのはテレホンカードで、これはKDDIのカードでなければならず売店で販売しているものに限るため、一人一枚1000円のカードの差し入れでも一度の面会日では数千円の出費となります。テレフォンカードの差し入れ一部が今年度は助成金によりまかんわれました。日用品、衣類が必要な

場合は郵送、宅急便で送っております。

2003年7月より、「東日本入管センター面会支援キリスト教ネットワーク」設立準備会議がもたれるようになり、2004年4月、アムネスティ、日本キリスト教協議会（NCC）、在日外国人の人権委員会、カトリック東京国際センター、カトリックさいたま教区、牛久収容所の問題を考える会などの支援団体との結束により、難キ連が事務局を担い「東日本入管センター面会支援キリスト教ネットワーク（通称：牛久面会ネット）」が正式に発足いたしました。

5、東日本入管センター申し込み

牛久面会ネット発足により、度々申し込みが行われるようになり、収容処遇面、収容所内の医療面では少しづつですが改善も見られるようになりました。関心を寄せる国会議員の協力もあり、NGO側からの申し込みに対してセンター側からも満足がいくとは言えないまでも速やかな回答を得られるという状態までになり、前進といえるかもしれません。

以下は2005年11月の申し込みと回答です。2005年11月10日の保坂議員の東日本入管センター視察に伴い下記の申し込みを提出しました。以下はその抜粋であり（ ）内が回答および現状説明です。11月10日現在の収容者数 444人（男284人、女160人）。

---11・10申し込み事項---

1. 新収容棟の増設に伴う面会室の増設。

収容者数が増加したにもかかわらず、面会室が1室増設されたのみで、面会者の待ち時間が長くなるなどの弊害が起きている。面会室の更なる増設、面会受付時間の延長や土日も面会可能な制度導入など抜本的な解決をはかっていただきたい。（面会室は7室（うち1室は弁護士・外交官用）。面会室を増やすにも人手が不足している。現在も収容房から連行時に職員を一人しか付けることができず安全面で不安がある。したがって、職員不足の関係から土日の面会や面会受付時間延長は実行困難。安全面からも別の場所に面会室を増設するのは難しい。）

2. 領事面会室を改装し面会室1室を増設に伴う問題の解決。

増設に伴い、家族の面会もアクリル板越しに行うことになり、収容されている親と子どもが触れ合う機会が失われた。家族面会室の増設などで対処されたい。（子どもと親が触れ合える部屋を増設するのは難しい。連行体制・監視体制を整備する必要があるため。1室増やしたおかげで苦情が減った。予算も足りない。）

3. 外部への電話時間の制限。

今年10月より外部への電話をかけられる時間帯が居室解放時間の午前9時から11時半、午後1時から4時半までと厳しくなった。この制限により、時差のある母国への電話、弁護士への連絡などに不都合が生じることとなった。「事前の申請があれば、（時間外の電話にも）柔軟に対応する」とセンター側は説明しているが、実際の運用の状況はどうなっているのか。（電話をかけられるのは、居室解放時間内のみ。長期収容者、処遇困難者に懐柔策として便宜をはかった異なる処遇をとった時期があったことは確かだが、不平等であることから批判があった。だから本来の姿に戻すべきと考えた。申し出があれば緊急性と必要性を判断して申請書を出せば4時半以降など時間外も許可する。）

4. 入管センター内の被収容者の医療について。

・結核対策：収容者、特に長期収容者についての結核対策は、その後進捗があるか？具体的に予算要求など行なったか？（水曜を除く毎日、医者が診察をしている。結核は今のところ発生なし。）

以上の質疑応答から被収容者の生活が浮き彫りとなります。唯一外部との接触が可能な面会室まで居室から7つもの施錠された扉をくぐるといいます。家族との面会も2年前にはアクリル板のない面会室で、子供や家族とふれあいを持つことが出来たが現在それは不可能になっております。また、つい先日の面会でも時差のある母国と電話連絡が出来なくなつたと被収容者が嘆いていました。一室の居住人数は10畳のスペースに10人という状況もあると聞いて

おります。継続的な面会により、収容所内で著しい人権侵害が行われないよう今後とも聞き取りを続けていく所存です。

6、難キ連セミナーの開催

面会支援、仮放免中の難民支援を通して、一般市民の意識の喚起の必要と意識喚起への難キ連の使命はコンサート開催報告にものべてありますが、貴財団からの助成金により、難キ連セミナーの開催が 2005 年 10 月 15 日土曜日に実現いたしました。

下記のプログラムは多くの共感と関心を呼び、当日は予想以上の 70 名近い参加者を得、盛会となりました。

プログラム(敬称 略)

☆聖書からの学び 「獄にいる時訪ねてくれた」…渡辺 英俊（なか伝道所牧師、移住労働者と連帯する全国ネットワーク共同代表）

☆発題

1、日本の難民問題—改正入管法、参与員制度導入でどう変わるか

弁護士 鈴木 雅子

2、教会が取り組んだ難民支援 経堂緑岡教会牧師 松本 敏之

…当事者の証言… コンゴ難民 グロジヤ・アルセンヌ、小夜子夫妻

3、日本における難民保護とUNHCRの役割 UNHCR法務官補佐 金児 真依

(当日の配布資料につきましては添付資料をご参照ください)

当日は、同時通訳者 2 名が通訳に当たりました。在日難民の参加も多く、多くの難民が発言を求め、参加者の中から早い時期のフォーラムの開催をという要望も出されました。難キ連運営委員会ではこの要望を真摯に受け止め、来る 2006 年 2 月 18 日には難キ連ミニフォーラム「難民の声を聴く会」を開催することになっております。

7、移住連全国ワークショップ、院内集会、各省庁交渉、および日韓URM会議への参加

これまで述べた活動の中で、事務局一人制という非常に厳しい状況ながら、各イベントには多くのボランティアの方々に支えられ、6 月 18,19 日移住労働者と連帯する全国ネットワークの全国ワークショップ（京都市）への参加、6 月 22 日院内集会への賛同と 10 月 24 日、25 日の各省庁交渉への参加を果たし、また韓国における雇用許可制度の施行状況は是非実地で確かめたいと願っておりましたが、図らずも、日韓URM会議での発題を依頼され、10 月 4 日から 7 日まで日韓URM会議に日本側発題者として出席、最終日のフィールドワークではかねてより念願だった韓国の移住労働者の受け容れ状況を見ることが出来ました。安山市の教会を皮切りに病院、神学大学、政府が建物を作り、運営はNGO という移住労働者支援センターなど、4 つの施設を訪問いたしましたが、少子高齢化が日本より早くやってきた韓国はいち早く移住労働者受け入れ態勢の整備に取り掛かった様子が伺えました。かつて日本の研修制度を真似た制度を作り上げた韓国が今は雇用許可制度という新しい制度を立ち上げ、積極的に移住労働者の受け入れを計っています。移住労働者のための無料の医療施設には様々な国籍の移住労働者が入院治療を無料で受けており、彼らの明るい表情に、自費診療を余儀なくされる日本の難民や移住労働者の現実がやりきれなくなりました。韓国は難民条約を批准しておりません。しかし、政治亡命を希望した難民一家を、不法滞在の咎で強制送還のため捕らわれようとした時、人権団体が彼らを保護し政府に渡さなかったばかりか、強く抗議、根負けした政府は在留特別ビザを与えたという逸話も聞きました。

今回は会議出席という事で思いがけず韓国の移住労働者受け容れ状況を垣間見ることが出来ました。日本の外国人受け容れ状況は、難民入定数にしても、難民条約を批准している国とは信じられないような状況です。お隣韓国が日本人を驚愕させるのは韓流ドラマだけではありません。多民族多文化共生社会へ一歩日本をリードしているような状況こそ、日本は今真摯に韓国の方を学ぶ時かもしれません。

8、日本語講座の開講、セカンドハーベストジャパンとの連携

事務局への相談の中には職場におけるトラブルもなくありません。就業権のない仮放免中の難民は特に言語の問題で感情のもつれが起こりがちです。日本人の高校生より安い賃金で働き、不満を述べることも儘ならず、些細な事が引き金になり職場を辞めざるを得なくなることもあります。

そのように難民が言葉の問題によって不利益を被らないよう日本語の講座を開講したいと願っておりましたが、ボランティアの方の申し出により、2005年11月より開講の運びとなりました。イエズス会社会司牧センターのご好意により場所を提供していただき、2クラス、アフガニスタン難民女性、ウズベキスタン難民女性が日本語を学び始めました。

2006年度はイラン人難民男性、ブルンジ難民男性も加わることになっております。

これまで一度も学校教育を受けたことがないアフガニスタン難民女性は今、学ぶことに目を輝かせています。彼女は覚えた日本語で最初に書いた単語が講師の名前で、ボランティアの講師の方を感激させました。

難キ連は難民問題に関心を寄せる大学生、卒論のテーマに難民問題を取り上げる学生の支援も行っております。難民法や在日難民のメンタルケアを取り上げた学生と共に面会、収容、非収容に関わらず難民の聞き取りに同行いたしました。これまでの同行学生は、国際基督教大学、横浜国立大学、フェリス女学院大学、明治大学、早稲田大学、東京大学大学院などの学生で、法科大学院へその後進学した学生もあります。

繰り返して述べますが、一般市民の難民、移住労働者の問題への意識喚起は難キ連の使命であり、課題と考えております。ロビー活動も世論が味方してくれればこそ効果を発揮します。

入管センター面会支援や仮放免中の難民支援により、多くの市民活動をしている方々との出会いがあり、また面会同行した学生達が、難キ連主催のセミナー、フォーラム、コンサートなどのイベント、あるいはニュースレターの発行などに手を貸してくださいました。

また、難民の生活補助に食料品の無料提供を担うセカンドハーベストジャパンとの連携も始まりました。

景気は上向きになっているとはいえ、難キ連活動を支える献金は年毎に減少し、事務局の活動費すら儘ならない状況です。しかし、このように多くのボランティアに支えられ
微力ながら活動を続けることが出来ることに感謝いたしております。

また、貴財団の助成金が難キ連活動を通して多くの在日難民の心身の安定に寄与してくださったことに心から感謝申し上げます。